

平成27年2月18日

於・1002会議室（10階）

第1016回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議決事項（決定案の議決）	
○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に 関する裁定処分に係る異議申立てについての決定案について （平成25年8月28日付け付議第1号） .....	1
3. 議決事項（情報流通行政局関係）	
○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に 関する裁定処分に係る異議申立てについての決定案について （平成25年8月28日付け付議第1号） .....	5
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○日本放送協会平成27年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務 大臣の意見について（諮問第6号） .....	7
5. 閉 会 .....	13

## 開 会

○前田会長 それではただいまから審議会を開催いたします。

### 議決事項（決定案の議決）

○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについての決定案について（平成25年8月28日付け付議第1号）

○前田会長 それでは、まず、「株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについての決定案について」につきまして、審議をいたします。

決定案の案に対して、前回の審議会以降、委員の皆様から特にコメントはございませんでした。それでは、山本委員及び村田委員から、特に前回の審議を踏まえて修文いただいた部分を中心に、決定案の案の説明をお願いしたいと思います。

○村田委員 はい。それでは、前半の主張の整理の部分を担当しました村田の方から若干説明いたします。争点の整理ですとか、それに対する各当事者の主張の要旨というのは、前回の文案の語句の文意を正確にする趣旨での修文等がありますが、実質は変わっていません。当事者の主張の要旨のところなんですけれども、決定案の案文の記載では、分かりやすいように、争点1、争点2、争点3、争点4ごとにそれぞれの当事者の主張の要旨をまとめているんですけれども、本日、これから皆様にご検討いただくに当たって、まず、異議申立人であるひのきの主張の要旨の全体をひとまとめとして、若干ご説明をしておきたいと思います。

ひのきの主張されるところは、まず大臣裁定では同意が原則で不同意は例外であること、かつ、不同意の場合の正当な理由はいわゆる五基準に限定され、それ以外の基準を認める場合にも、それは五基準に準じるものでなくてはならないということ、それから大臣の裁量権はないというご主張でございます。

次に、再放送ガイドラインについては、再放送ガイドラインで、区域外再放送の場合に、放送の地域性に係る意図を新たな基準として設けることはできないというご主張でございます。また、仮に再放送ガイドラインの基準を考慮して、区域外再放送の場合に放送の地域性に係る意図を考慮するとしても、本件では、ひのきが讀賣テレビの放送を上板町で再放送しても讀賣テレビの放送の地域性に係る意図は侵害されない、又はそもそも讀賣テレビは本件で具体的な侵害を主張していないというものでございます。

さらに、再放送ガイドラインを考慮に入れた過去の裁定例と比較して、本件では、受信者の利益の解釈において、あるいは放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の比較衡量において、徳島県の過去の視聴実績などによる受信者の利益が過小評価され過ぎている。放送対象地域と再放送地域との距離、通勤・通学者の人の移動の数値の比較でも、過去の裁定例では、本件よりより遠距離である場合、本件よりより小さな数値で同意裁定をしているものがあるので、これらの点からも、本件では同意裁定がされるべきであるとするものでございます。

これらのところが異議申立人の主張の要旨であり、異議申立人はこれらを理由として、本件不同意裁定は取り消されるべきもの、上板町についても同意裁定がされるべきものと主張しているということでございます。

以上が、事実整理の中の、主として異議申立人の主張の要旨を、全体をご説明したというところでございます。

○山本委員 それでは、私の方から、理由の部分についてご説明いたしますけれども、前回、この理由の部分の論理の組立てにつきましては、説明を申し上げた上で議論をし、了

解を得ているというふうに理解しておりますので、本日は、前回の議論を踏まえて修正を施した箇所を説明申し上げます。

まず、争点1の、同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合の解釈・適用についてという部分の中の23ページでございますが、ここの(4)の後半の部分です。ここにつきましては、1つは、真ん中ほどに放送法第144条第5項が引用されていますけれども、紛争処理委員会の判断を基にして総務大臣が判断を行うという構造になっているというのをここで明示しております。

それから、第2に、裁量という言葉は使っていないのですが、(4)の一番最後のところで、「合理性のある裁定を行うことが求められる」というふうにいたしまして、これ以後の論理の流れとつながるようにしたということがございます。つまり、この後の論理の流れとしては、紛争処理委員会及び総務大臣が策定をしたガイドラインあるいはガイドラインに施した解釈を基準に判断していくという形になっておりますので、ここでまず、そういった総務大臣や、あるいは紛争処理委員会の立てた基準やその解釈が合理的かどうかということを判断した上で、その適用の仕方が合理的かどうかということをさらに判断するという形でこの審議会は臨むということを明らかにしたということでございます。

それから、争点2の部分ですけれども、争点2は、ガイドラインにおける「放送の地域性に係る意図」という要件の解釈についてでございます。修正箇所は27ページでして、前回お示した案では、再放送ガイドラインに紛争処理委員会及び総務大臣が施した解釈に従って判断をするということだけが明記されていたわけですが、この審議会がどう判断をしたのかということがこれだけであると明確になっていないのではないかとご指摘がございましたので、一番分かりやすいのは、(5)の直前の部分ですけれども、「かかる委員会及び」、これは紛争処理委員会ですが、紛争処理委員会及び総務大臣の判断は、先に示した「現在の社会経済的及び技術的な条件のもとで、放送法の趣旨に適う合理的なものと認められる」というふうに、この審議会として総務大臣あるいは委員会の示したガイド

ラインの解釈が合理的なものだと認めるということを明示しております。

それに伴って、(5)の部分も若干表現をそろえております。

それから、あとは争点3の、ガイドラインにおける「受信者の利益」の解釈の部分ですが、ここにつきまして、一言、28ページの後ろから7行目にありますが、「放送対象地域内でケーブルテレビ事業者に同時再放送を義務付ける制度」とのバランスを考慮してということを一言付け加えております。

以上が、修正箇所です。それでは、よろしくお願ひいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 前回までのここでの審議を踏まえて、非常に分かりやすく明確になったというふうに私は思っています。

○前田会長 他にはいかがでしょう。

○松崎委員 とても些細な部分ですけれども、27ページの上から7行目。「現行の放送法制上、当然に一応認められる」というところで、何か日本語としてちょっと引っかかるものを感じます。「当然」と「一応」が相反するニュアンスのように思えて…。「放送法制上」の後にある「、」を「当然に」と「一応」の間に移したらいかがでしょうか。意味がクリアになるような気がいたしますが。

○前田会長 ありがとうございます。その点についてはよろしいでしょうか。

○山本委員 そうですね。意味は変わらず、日本語としては、確かに今ご指摘のように、直した方が自然かと思われまますので、そのように修正をしたらいかがかと思ひます。

○前田会長 ありがとうございます。他にはご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、特にその他の意見あるいはご質問がないようですので、ただいまのご発言の修文をするということを条件に本案で議決したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、この案プラス修正ということで議決をいたします。それでは、情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 議決事項（情報流通行政局関係）

○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについての決定案について（平成25年8月28日付け付議第1号）

○前田会長 それでは、審議に入ります。最初に、「株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについての決定案について」ということですが、本件につきまして先ほど審議をいたしました結果、異議申立てを棄却する決定案を議決いたしました。

少し説明をいたしますと、決定案では、争点を4つにまとめて理由を述べております。まず1つ目は、再放送に係る同意をしない「正当な理由」がある場合の解釈・適用についてであります。立法過程で明示された5つの基準に新たな基準を追加することは、「正当な理由」という法律の定めの手続きの予定するところであり、また、総務大臣の判断として十分な合理性を有していると認められます。

2つ目は、再放送ガイドラインの策定・公表及び「放送の地域性に係る意図」の解釈についてであります。総務省における研究会での議論、意見公募手続を経て再放送ガイドラインを策定・公表し、従来の取扱いを変更したことは、適法であると認められます。そして、再放送ガイドラインに、放送法の趣旨を逸脱し、放送法に反して違法視すべき内容が含まれているともいえません。

電気通信紛争処理委員会及び総務大臣は、放送対象地域外での再放送について、「再放送

ガイドラインにいう「放送の地域性に係る意図」の侵害」は、基幹放送事業者が放送対象地域の制度に則って放送事業を行っていれば、現行の放送法制上当然に、一応認められる。そして、再放送ガイドラインにいう「受信者の利益」として、受信者が放送対象地域外の当該放送を視聴することによる具体的な利益が示されなければ、再放送に係る同意をしない「正当な理由」が肯定される。」と判断したものと解することができ、かかる判断は放送法の趣旨に適う合理的なものと認められます。

3つ目は、再放送ガイドラインに定める「受信者の利益」の解釈についてであります。放送対象地域との隣接性を基準に判断することは合理性をもつものと解されます。

上板町は讀賣テレビの放送対象地域である近畿広域圏に隣接しておらず、同放送対象地域に隣接する徳島県鳴門市にも隣接していないため、特段の事情がなければ、「正当な理由」を否定するだけの受信者の利益は認められないと言わざるを得ません。

もっとも、放送対象地域に隣接していなくても、放送対象地域の周辺地域で一般的に認められる程度の受信者の利益を超えるような受信者の利益が、当該市町村において個別具体的に認められれば、再放送の同意をしないことの「正当な理由」は否定されることになります。

しかし、上板町において、再放送の同意をしないことの「正当な理由」を否定するだけの受信者の利益を見出すことはできませんでした。

最後に、4つ目は、具体的な利益衡量等についてであります。讀賣テレビが示した再放送の同意の求めに応じないことの理由の内容に、事実と齟齬するものは見当たりません。また、これらの理由の内容が正当性を欠くものということもできません。これらの理由は、再放送の同意を拒む一応の理由になり、「放送の地域性に係る意図」の侵害」を根拠づけるものと認められます。

他方、上板町において讀賣テレビの再放送の同意を義務づけるに足りる程度の「受信者の利益」があるとは評価できません。

したがって、讀賣テレビが上板町での再放送に同意をしないことには「正当な理由」があるものと認められます。

以上申し上げた理由から、総務大臣が行った裁定処分への異議申立てを棄却する決定案を議決いたしました。

決定案につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

それでは、総務省側から何かございますでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の鈴木でございます。ただいまの件につきまして、本日、決定案をいただきました。ご審議いただき、誠にありがとうございます。電波法第94条第1項の規定に基づきまして、本日から7日以内に、当該議決により、異議申立てについて総務大臣として決定を行いたいと考えております。どうもありがとうございました。

○前田会長 それでは、本件につきましては終了いたします。

(鈴木衛星・地域放送課長、徳光地域放送推進室長退室)

(長塩放送政策課長、吉田企画官入室)

## 諮問事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会平成27年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について（諮問第6号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。諮問第6号「日本放送協会平成27年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について」につきまして、長塩放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 はい。では、ご説明させていただきます。お手元の資料、表紙で、

NHK予算制度及びスケジュールの概要というものがございます。こちら、ご覧のとおり  
のスケジュールで、例年どおりの手順を踏んで進めているところでございます。中ほど、  
後ほどご説明させていただきますNHKの予算案につきまして、放送法第70条第2項に  
基づいて、予算に大臣意見を付して国会に提出するというところでございます。この大臣意  
見について、本日お諮りするということでございます。

次のページでございます。その予算案のポイントでございます。四角のところのポイント  
をまとめさせていただいておりますが、平成27年度は、受信契約数の増加等により、  
180億円の受信料収入の増加を見込んでございまして、事業収支差金は62億円の黒字  
予算を見込んでございます。また、事業支出につきましては、前年度比で229億円の増  
加を見込んでいるというところでございます。

中ほどでございますが、受信料収入の状況というものがございます。資料でございま  
すが、平成26年度見込みに対し140億円上回る6,608億円と見込むという状況のも  
とで、経営計画において目標設定をした支払率というものを80%の達成に向けて、27  
年度末に支払率77%を目指すというものでございます。

次のページでございますが、受信料収入の推移のグラフがございまして、過去最高の水  
準に達しているところでございます。また、使途といたしましては、3にございます国際  
放送による海外情報発信の強化ですとか、4としてございますインターネット活用業務の  
拡大、こういったものについて、それぞれ増額の措置を講じているというものでござい  
ます。また、NHKオンデマンド等の有料で提供するサービスにつきましては、前年度に引  
き続き黒字を見込んでいるところでございます。

さらに、次のページでございますが、同様に、国内放送番組の充実や4K・8Kの推進、  
あるいは渋谷の放送センターの建替えといったものに重点的に予算を充てるという案にな  
ってございます。

以上の予算を前提にした大臣意見案でございます。次の資料になってございます。この

意見につきましては、総論が冒頭、上半分で述べられてございますが、中ほどでございます。2つ目のパラグラフでございますが、その末尾のところ、「おおむね妥当なものと認められる」というふうにしてございます。「おおむね」と申しますのは、この後に述べさせていただきます、いくつかの、さらにもう少ししっかりとやっていただきたいところも残ってございますので、「おおむね」としてございます。「おおむね妥当」という表現自体は、ここ数年、同様な表現ぶりでございます。

具体的なところでございますが、配意すべき事項として、意見として述べられているところが数点ございます。中ほど、1でございます。国内放送番組の充実につきましては、上から2つの○でございますが、これは番組をしっかりと充実させていただきたいという旨で、例年同様の表現でございますが、特に今年度は3番目の○でございます。地方創生の観点から、地域からの情報発信の強化に一層努めることという表現を付させていただいてるところでございます。

また、2の国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先ほどもございますが、大臣意見におきましてもここを手厚く表記しているところでございます。総論といたしまして、1つ目の○で、国際放送のより一層の充実・強化について述べた上で、2つ目の○でございますが、特にテレビ国際放送「NHKワールドTV」についてでございますが、省におきまして、この強化に係る検討会を開催してございました。これを参考として、ポイント的に述べさせていただきますと、文章、途中ございますが、実施体制の充実や番組の充実をしっかりと図ること、また、多言語化やインターネットの活用、ニュース素材の海外放送事業者への提供、国内・国外における受信環境の一層の整備や周知広報活動の推進取組、こういったものについて、しっかりと取り組むことという趣旨の意見とさせていただいてございます。

また、中ほど、3でございますが、4K・8Kやインターネット活用業務でございますが、4K・8Kにつきましては、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 中

間報告」、これが昨年9月に策定してございますので、これに沿った形での取組を果たすことということにしております。また、インターネット活用業務につきましては、国民・視聴者の放送番組の視聴に有効なものになるように取り組むということで、先般お諮りした実施基準に基づいて、しっかりとした取組をお願いするという趣旨でございます。

そのほか、その次でございますが、4の経営改革の更なる推進につきましては、業務の合理化・効率化に努めること。また、給与についての、次のページでございますが、適正化やコンプライアンスの一層の確保、さらには、このページの3つ目の○でございますが、女性職員の採用、役員・管理職への登用の拡大、あるいは国際放送についての優秀な人材の育成・確保、こういったことに触れさせていただいております。

中ほど、5でございますが、受信料の公平負担の徹底につきましては、未契約者及び未払者対策を一層徹底し、支払率の向上を図ることとし、また、6の新放送センター整備計画の具体化に当たっては、整備計画の具体的内容を逐次かつ速やかに明らかにすることとしてございます。

最後の7でございますが、東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化、こういったことにも触れさせていただいている案となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

○村田委員 最後の別紙の2ページのところの4の経営改革の更なる推進のところ、3ページに行って、上から3つ目の○のところ、確か以前にもご質問させていただいたと思うのですが、女性職員の採用だとか、さらには幹部・役員等について、なかなかNHKは民間企業に比べるとまだまだのところがあって、前回も、やはり拡大に努めるとか、女性の活躍に向けた取組を加速させるというような話はお伺いしたんですけれども、この辺りは、例えば、もう多くの民間企業がやっている数値目標であるとか、数値目標達成のた

めに、女性だけの管理職育成の外部コンサルタントなども使ったの、いわゆる女性経営者育成塾みたいなものなんですけど、この辺りのところというのは進んでいるのですか。

○長塩放送政策課長 かなり取組が進んでございます。平成26年3月におきまして、独立行政法人等における女性の登用推進についてというふうなことが決められてございまして、その中で、女性をしっかりとNHKにおいても活躍の場を広めることという趣旨の取組の方向性が示されてございます。そういった方向性に沿って、NHKにおきましては、本年1月20日に実は公表してございますが、NHKの女性の管理職登用に関する数値目標等を設定してございます。具体的な内容につきましては、女性の管理職、2030年までに30%への到達を目指し、また、2020年の女性管理職の割合を2014年、5.2%でございまして、の2倍以上にすることというふうな具体的な目標設定をし、まさに取り組みつつあるというところでございます。

○村田委員 分かりました。やはり民間企業も多様性というのは必要だと言われていますが、特に、放送の偏りのない多様な放送ということを目指すNHKでは、民間企業よりさらに進めていただきたいと思っていますので、今の説明を聞いて理解できました。ありがとうございました。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

○松崎委員 この「経営委員を除く。」と、その後、括弧になっているのは、もう経営委員の中では女性比率が多いからなのか教えていただけますでしょうか。何か特段の理由があるのでしょうか。

○長塩放送政策課長 いわゆる役員と申しますと、放送法上は経営委員と、それから理事、会長を含めてですが、ということになります。経営委員につきましては総理が任命することになってございます。ですので、NHKの取組としては、自らの取り組める範囲ということで、経営委員を除外した残りの役員の方々という趣旨でございまして。

○松崎委員 経営委員の女性比率を高めてほしいと、総務大臣に提言するようなことはで

きないのですか。

○長塩放送政策課長 経営委員につきましては、既に女性が多く登用されております。

○松崎委員 何人ぐらいでしょうか。

○吉田企画官 12人中4名が現在、既に女性になってございます。

○松崎委員 もう1人か2人ぐらい増えてほしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

○原島代理 一般勘定につきまして、62億円黒字予算を見込む。その黒字予算は、渋谷の放送センターの建替えに備えた建設積立金に繰り入れるという、そういうことになっているわけですが、一方で、NHKオンデマンド等の有料で提供するサービスは別勘定になっているわけですね。これは受信料で賄うものではないと。そうしますと、わずかですけれども、黒字を見込むと。一方で、今までは、数年前までは赤字だったかと思いますが、その赤字の累積みたいなものは明確になっているのでしょうか。ある意味で、それを超えたら、そこでの、いわば本当の意味での黒字収入、それをどう扱うかという問題になってくるかと思えますけれども。

○長塩放送政策課長 これまでの累積として77億円ございます、勘定として。それを今後、なかなか見通しは難しいですが、黒字でとにかくイーブンまで持っていこうということで取り組んでございます。

○原島代理 分かりました。それから、もう1点。総務大臣の意見の中で、3として、4K・8K及びインターネット活用業務の積極的推進というのがあって、これは非常に重要なことだと思っておりますが、この中で、特に4K・8Kについてはかなりロードマップがはっきりしている。その中での技術検証・開発ということになるかと思えます。私、研究者でもありますので、その立場から申し上げますと、こういうロードマップがはっきりしていることを進めることは非常に重要なのですが、そのときに、その後への基礎研究とい

うものがおろそかになってしまうと、これからの発展も望めないということになりますので、ぜひこのロードマップがはっきりしている分に加えて、基礎研究の充実も進めていただきたいというふうに個人的には思っております。

○長塩放送政策課長 ご趣旨を踏まえて、総務省としても対応するとともに、NHKにもその趣旨を伝えたいと思います。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

特には反対意見もないようですので、諮問第6号につきましては、諮問のとおり意見を付すことが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがでしょうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

3月1日をもちまして、原島委員と松崎委員の任期が満了となります。会長といたしましても、これまで大変ご苦勞いただいたお二方に心より敬意を表すとともに、大変感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

次回の開催につきましては、平成27年3月11日15時からを予定していますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。